



野上交番



福山東警察署 野上交番 084-954-6110



令和6年全国地域安全運動・「減らそう犯罪」 地域安全運動月間の実施！

全国地域安全運動

令和6年10月11日（金）から10月20日（日）までの10日間
「減らそう犯罪」地域安全運動月間

令和6年10月1日（火）から同月31日（木）までの1か月間



子供と女性の被害防止

- オトモポリスで身近な場所の犯罪発生状況を確認しましょう。
- 夜間はなるべく明るい場所や人通りの多い場所を歩きましょう。
- 「ながら見守り」で子供達の安全を守りましょう。



詐欺被害の防止

- SNSで投資話や結婚の話が出た場合は詐欺を疑いましょう。
- 電話でお金の話は詐欺を疑いましょう。
- 非通知着信拒否・留守番電話の活用や防犯機能付き電話へ変更しましょう。

窃盗被害の防止

- 車・自転車には必ず鍵をかけましょう。
- 「万引きをしない・させない・見逃さない」環境を作りましょう。



自転車の酒気帯び運転等、ながらスマホに罰則規定が整備されました (令和6年5月24日公布・令和6年11月1日施行)

【酒気帯び運転および幫助】

1 酒気帯び運転 ※自転車運転者講習制度の対象

→ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

2 幫助(自転車の提供者、酒類の提供者・同乗者)

→ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金(自転車の提供者)

→ 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金(酒類の提供者・同乗者)



酒気帯び運転とは、一定のアルコールを身体に保有する状態で運転する行為

【携帯電話使用等(いわゆる「ながらスマホ」)】 ※自転車運転者講習制度の対象

1 交通事故を発生させるなど、交通の危険を生じさせた場合

→ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

2 上記1以外で、手でスマートフォン等を保持して、通話や表示された画像を注視した場合

→ 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金



※ 自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った自転車運転者は、自転車運転者講習制度の対象 ~ 受講命令違反 5万円以下の罰金